

- 3.3 リネンは目に見える汚染のある場合直ちに交換する(ⅢA)
- 3.4 使用前の患者の身体清拭用タオルは使用直前に加湿・加温する方が良い。(ⅢB)
- 3.5 使用後の身体清拭用タオルはその日のうちに洗濯し乾燥させる方が良い。<sup>65</sup>(ⅢB)

#### 4 建築物基準

- 4.1 手洗い設備を各病室の出入り口付近に設置する。(ⅣA)
- 4.2 病室の床面積は患者 1 人につき 6.4m<sup>2</sup> 以上とする。<sup>66</sup>(ⅣA)
- 4.3 ベッド間隔は少なくとも 1m 以上とする。(ⅢA)
- 4.4 病棟には複数の個室を設ける方が良い。(ⅢB)
- 4.5 病院内には少なくとも 1 室は隔離個室として、排気を独立させ、陰圧制御を可能とする方が良い。(ⅢB)
  - 4.5.1 隔離病室内は居室部分と前室部分及びトイレ・シャワーを区分する方が良い。(ⅢB)
  - 4.5.2 隔離病室の前室には、手洗い設備を設ける。(ⅢA)

#### 5 病棟内設備(水回り、汚物処理室、処置室、尿量計)

- 5.1 流し
  - 5.1.1 手洗い用の流しでは汚染物を取り扱わない方が良い。(ⅢB)
  - 5.1.2 流しは、水が手に跳ね返らないように、深さのあるシンクを採用する方が良い。(ⅢB)
  - 5.1.3 流しは、水をためて使用しない方が良い。(ⅢB)
  - 5.1.4 流しには、オーバーフローや栓は、つけない方が良い。<sup>67</sup>(ⅢB)
  - 5.1.5 水道の蛇口はシンクの底との距離を保ち、吐水管が弓なりに湾曲しているグースネックタイプの方が良い。(ⅢB)
  - 5.1.6 水道の水栓は、自動水栓もしくはワンタッチレバー式の方が良い。(ⅢB)
  - 5.1.7 流しは中を 1 日 1 回は洗剤を用いて清掃し、周囲は水分を拭き取る方が良い。(ⅢB)
- 5.2 浴室、シャワー室
  - 5.2.1 特定の病原体を保有する患者は、最後に入浴するか専用の浴室を使用する。<sup>68</sup>(ⅢA)
  - 5.2.2 浴室は使用後に 1 日 1 回中性洗剤で湯垢が残らないように洗浄し、乾燥させる。(ⅢA)
  - 5.2.3 シャワーヘッドは、定期的に清掃する。<sup>69</sup>(ⅢA)
  - 5.2.4 易感染患者(白血球数 1,000/mm<sup>3</sup> 以下)が使用するシャワーヘッドは、フィルターを装着する方が良い。<sup>70</sup>(ⅢB)
- 5.3 トイレ